高梁市介護保険事故報告事務取扱要領

（趣旨）

第１　この要領は、介護サービス等の提供に係る事故防止に資することを目的とし、高梁市介護保険サービス事業者指導等要綱（平成１９年高梁市要綱第２２号）第３条に列記している運営に関する基準（以下「運営基準」という。）に基づき、介護保険指定事業者が、介護保険被保険者を対象とした介護サービスを提供中に事故が発生した場合の高梁市（以下「市」という。）への事務手続きについて定めるものとする。

（市に報告すべき事故等）

第２　指定居宅（介護予防）サービス事業者、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者及び介護保険施設（以下「事業者」という。）において、利用者等に対するサービス提供中に事故が発生した場合には、事業者は、速やかに利用者等の家族及び担当の居宅介護（介護予防）支援事業者に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故が賠償すべき事故である場合には速やかに損害賠償を行うこと。

２　事故の種別が次のいずれかに該当するときは、介護サービス事業者側の責任や過失の有無を問わず、事故として遅滞なく市に報告すること。なお、いわゆるお泊りデイのサービスを行う事業所についても同様の扱いとする。

(1)　サービスの提供による利用者等の怪我・誤嚥・異食の発生

利用者等の生命・身体等に実害があり、医療機関で受診した場合とし、施設・事業所内の医師による診察を含むものとする。

①　医療機関で受診（施設・事業所内の医師による診察を含む。）の結果、異常がなかった場合も含むものとする。

②　職員が同行した外出時（送迎を含む。）の事故も含むものとする。

③　報告対象に該当するか不明の場合は、介護保険課へ問い合わせること。

(2)　死亡事故　事故が原因による死亡の場合であり、医師の診断により、明らかに病気が原因による死亡の場合は報告対象外とする。

(3)　失踪　サービス提供中に、利用者等の所在が不明となった場合とし、施設・事業所内で見つかった場合は報告対象外とする。

(4)　感染症・食中毒　法令等により保健所等へ通報が義務付けられている感染症及び食中毒の発生が認められた場合

(5)　法令違反等　従業者の法律違反・不祥事等利用者等の処遇に影響のあるもの

(6)　災害等　火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

(7)　その他、家族から苦情が出ている場合など、市が必要と認める場合

３　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該事故に対する対応が完結した日から５年間保存すること。

（対象者）

第３　市へ報告を要する事故は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1)　利用者等が高梁市の被保険者である場合

(2)　利用者等は他市町村の被保険者であるが、施設・事業所の所在地が高梁市内の場合

（報告）

第４　事業者は、第２に定める事故が発生した場合、介護保険事業者・事故報告書（報告様式）又は高梁市電子申請サービスによる事故報告（以下「事故報告書」という。）により、次のとおり市へ報告すること。

(1)　第１報の事故報告書は、事故の概要までを記入し、事故発生後できる限り速やかに（３日以内）に提出すること。ただし、死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後、速やかに提出すること。

(2)　第２報の事故報告書は、事故日より概ね２週間以内に事故後の対応・経過及び事故原因・再発防止に関する今後の対応・方針を記入し、提出すること。ただし、第２報の時点で事故が完結していない場合は、記入日現在の進捗状況や完結の見込みなどを再発防止に関する今後の対応・方針欄に記載すること。

(3)　事業者は、事故が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終の事故報告書を提出すること。

(4)　第１報、第２報の事故報告書は、同時に提出しないこと。それぞれの期限内の状態及び経過等を報告すること。

(5)　事業者は、必要に応じて市が求めた資料を提出すること。

２　事故報告書の提出方法は、電子申請、持参、郵送、ファックスのいずれかによるものとする。ただし、緊急性の高い場合等を除き、ファックスによる送信は控えること。

（報告に対する市の対応）

第５　市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

２　市が必要と判断した場合には、事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者等に対して事実確認等を行うことができるものとする。

３　市は、事業者が運営基準に違反し、次の各号の一つに該当するときは、事業所名及び事故内容を公表することができるものとする。

　(1)　事業者が事故発生を隠匿していた場合

　(2)　事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

　(3)　その他利用者等保護のため、市が必要と認めた場合

（提出先）

第６　事故報告書の提出先は次のとおりとする。

(1)　電子申請の場合

〔第１報〕

<https://s-kantan.jp/city-takahashi-okayama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=11332>

〔第２報〕

<https://s-kantan.jp/city-takahashi-okayama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=11333>

(2)　持参・郵送の場合

高梁市健康福祉部介護保険課

住所 〒７１６－８５０１　高梁市松原通２０４３番地

(3)　ＦＡＸの場合　０８６６－２３－０６５５

　　　附　則

　この要領は、平成17年3月15日から施行する。

附　則

この要領は、平成19年7月12日から施行し、平成１9年4月1日から適用する。

附　則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。